

# 公取委の行政審判のメリット

参考資料 4

## 経済実態等に関する専門的知見

- ・ 独占禁止法事案の事実究明, 適切な競争回復措置の検討には, 事業活動の正確な把握, 違反行為が市場全体に与える影響の総合判断が必要→経済実態や市場構造についての専門的知見が不可欠

## 統一的法解釈, 安定的ルール形成

- ・ 事業者の日々の活動に関する基本ルール→専門行政機関及び東京高裁専属管轄による統一的な法解釈, 安定的・継続的なルール形成が必要

## 専門行政機関としての専門的知見の蓄積

- ・ 複雑かつ流動的な経済事象に対して事業活動の基本ルールたる独占禁止法を長きに亘り運用→公正取引委員会には独占禁止法の適正な運用に必要な専門的知見が蓄積を通じて, 独占禁止法の法解釈の形成に大きな役割を果たす。
- 事後規制型社会への移行や経済活動の複雑化が進む中でますます重要に。

## 執行上の中立性・独立性の確保

- ・ 独占禁止法の執行に当たっては, 独立性・中立性が重要な要素。
- ・ 公正取引委員会が独立委員会であることが競争政策の定着に大きく貢献。

## 中立・公正な判断の実績

- ・ 審決が判決で覆ることはまれ(平成7年度以降確定判決が出た14事件のうち公取委の判断が覆ったのは2件のみ)
- 専門的知見に基づき中立・公正な判断が行われている証左

公取委の行政審判制度が適当